

科研費の最近の動向及び 令和 4 (2022)年度公募について

令和 3 (2021) 年 7 月
独立行政法人日本学術振興会



科研費における文部科学省と日本学術振興会の関係

科研費制度を所管

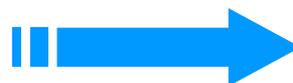
審査・評価・交付業務を担当



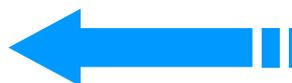
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



両者が連携・協力して
制度改善などを検討



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

科学技術・学術審議会学術分科会
・研究費部会
・科学研究費補助金審査部会 等

・科学研究費委員会
・学術システム研究センター

外部からの要望等の受付（科研費に関するご意見・ご要望受付窓口設置）

科研費の制度改善は、文部科学省と日本学術振興会において、制度設計の理念、制度の変遷、整合性、応募や審査の変遷・実態、研究者等からの意見・要望なども考慮の上、検討している。

1. **令和4年度科研費公募における主な変更点等**
2. **科研費の使用等に関する主な改善点・変更点
について**
3. **科研費審査システム改革等について**
4. **研究者・研究機関の方へのお願い**

説明資料について

- 本説明資料では、科研費制度の最近の動向として、科研費改革に関連する改善点やその背景等とともに、近年の公募内容変更事項や「令和4年度科研費公募における主な変更点」等の説明を行い、制度への理解を深めてもらうことを目的としております。
- 令和4年度公募で新たに変更した内容については、右上に  マークを付けております。
- 本説明資料は重要な内容を抜粋して掲載したものです。詳細は必ず公募要領等をご確認ください。
- 本説明資料をご覧いただきご不明な点等がありましたら、FAQをご参照いただくとともに電話にて各担当までお問い合わせください。

- 1. 令和4年度科研費公募における主な変更点等**
2. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点
について
3. 科研費審査システム改革等について
4. 研究者・研究機関の方へのお願い

○研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう、公募・審査などを早期化し、2月の審査結果通知を目指します。

○前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになります。

公募、内定時期の早期化に伴う変更・注意点等

1. 公募要領は公募開始時期ごとに作成します。
2. 前年度に内定があった場合でも、**補助事業期間前に研究費を執行することはできません。**
3. **重複制限に変更はありません。**重複制限が適用される研究種目のうち公募時期が異なるものがありますので、「重複制限一覧表」を十分確認してください。重複制限が適用される場合には、既に電子申請システム上で提出(送信)済の課題を取り下げたとしても、もう一方の研究種目に新たに応募することはできません。

研究者・研究機関担当者の方へ

科研費の 公募開始時期・ 公募締切時期が 早まります。

令和4(2022)年度科研費の
内定時期の早期化に伴う
公募・締切時期の変更について

研究者の方々のご要望を踏まえ、従来4月1日に交付内定を行っていた研究種目の採択通知時期を早め、年度当初から研究体制を整え、研究実施をより効果的に進められるよう、前年度中に採否の結果を通知します。これに伴い、公募開始時期・公募締切時期が早まります！

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	内定時期
基盤研究(A)	令和3年7月上旬	令和3年9月上旬	令和4年2月末
基盤研究(B)	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末
基盤研究(C)	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末
若手研究	令和3年8月上旬	令和3年10月上旬	令和4年2月末

※4月1日交付内定以外の研究種目についても、公募・内定時期の早期化を進めています。(7月・8月に内定時期を公表予定。)

▶▶ 詳しくはWEBサイトをご覧ください

科研費 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_210408/index.html
文部科学省研究振興局学術研究助成課 独立行政法人日本学術振興会研究事業部



科学研究費助成事業の公募、内定時期の早期化等について

R4公募
NEW!

○令和4年度公募より、例年9月に公募が行われていた研究種目等の公募開始時期・公募締切時期・内定時期が早まります。研究種目により公募開始日・提出期限が異なりますので、十分注意してください。

研究種目名	公募開始時期	公募締切時期	内定時期(予定)
特別推進研究	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年3月下旬
基盤研究(S)	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年5月上旬
基盤研究(A)	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年2月末
基盤研究(B、C)、若手研究、奨励研究	令和3年8月2日	令和3年10月6日	令和4年2月末
挑戦的研究	令和3年8月2日	令和3年10月6日	令和3年度内定時期(7月上旬)よりも早期
研究成果公開促進費	令和3年8月2日	令和3年10月6日	令和3年度内定時期(4月1日)よりも早期
帰国発展研究	令和3年7月1日	令和3年9月6日	令和4年2月中旬
学術変革領域研究(A)	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和4年6月下旬
学術変革領域研究(B)	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和4年5月下旬
新学術領域研究(研究領域提案型)(公募研究)	令和3年8月下旬	令和3年10月中旬	令和3年度内定時期(4月1日)よりも早期

※令和3年度学術変革領域研究(A)の内定時期は9月上旬、学術変革領域研究(B)の内定時期は8月下旬を予定しています。
 なお、学術変革領域研究(A)(公募研究)については、令和3年11月下旬を目途に公募を開始する予定です。
 ※帰国発展研究については、令和3年度公募になります。
 ※特別推進研究及び基盤研究(S)については令和6年度公募から、学術変革領域研究(A・B)については令和5年度公募から、2月の内定通知を目指しています。

基盤研究等の研究計画調書の見直しについて①

R4公募
NEW!

○基盤研究等の研究計画調書の様式等について以下の見直しを実施しています。

<見直し主な内容>

- R3年度公募の調書における「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」を統合すると共に、説明書きと評定要素との対応関係を整理
- R3年度公募の調書における「本欄には」という表現を削除

<令和3年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）>

1. 研究目的、研究方法など（基盤研究A：5頁 基盤研究B：4頁 基盤研究C：3頁）

本研究計画調書は「●区分」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を参考にする。

本欄には、本研究の目的と方法などについて、5頁以内で記述すること。冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1) 本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2) 本研究の目的および学術的独自性と創造性、(3) 本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、について具体的かつ明確に記述すること。

2. 本研究の着想に至った経緯など（基盤研究A～C：1頁）

本欄には、(1) 本研究の着想に至った経緯と準備状況、(2) 関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、について記述すること。

<令和4年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）>

1. 研究目的、研究方法など（基盤研究A：6頁 基盤研究B：5頁 基盤研究C：4頁）

本研究計画調書は「●区分」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」を参考にする。

本研究の目的と方法などについて、6頁以内で記述すること。冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、(1) 本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2) 本研究の目的及び学術的独自性と創造性、(3) 本研究の着想に至った経緯や、関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、(4) 本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、(5) 本研究の目的を達成するための準備状況、について具体的かつ明確に記述すること。

※詳細は『別冊「令和4(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A））（応募書類の様式・記入要領）」をご覧ください。

基盤研究等の研究計画調書の見直しについて②

R4公募
NEW!

<令和3年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）>

3. 応募者の研究遂行能力及び研究環境（基盤研究A～C：2頁）

本欄には応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。



<令和4年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）>

2. 応募者の研究遂行能力及び研究環境（基盤研究A～C：2頁）

応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

変更なし

4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応（基盤研究A～C：1頁）

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。

3. 人権の保護及び法令等の遵守への対応（基盤研究A～C：1頁）

本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。

変更なし

<令和3年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）>

5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項（該当者は必ず記述すること）（基盤研究A～C：1頁）

本欄には、本研究の研究代表者が行っている、令和3(2021)年度が最終年度に当たる継続研究課題の当初研究計画、その研究によって得られた新たな知見等の研究成果を記述するとともに、当該研究の進展を踏まえ、本研究を前年度応募する理由(研究の展開状況、経費の必要性等)を1頁以内で記述すること。
該当しない場合は記述欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。



<令和4年度公募の基盤研究等の研究計画調書（抜粋）>

4. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記述事項（該当者は必ず記述すること）（基盤研究A～C：1頁）

本研究の研究代表者が行っている、令和3(2021)年度が最終年度に当たる継続研究課題の当初研究計画、その研究によって得られた新たな知見等の研究成果を記述するとともに、当該研究の進展を踏まえ、本研究を前年度応募する理由(研究の展開状況、経費の必要性等)を1頁以内で記述すること。
該当しない場合は記述欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。

変更なし

参考：基盤研究等の評定要素

- (1) 研究課題の学術的重要性
 - ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
 - ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
 - ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
 - ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。
- (2) 研究方法の妥当性
 - ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
 - ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。
- (3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性
 - ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
 - ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

※研究計画調書の作成にあたっては、評定要素を十分にご確認ください。

基盤研究等の応募に当たっては、以下の点に留意して研究計画調書を作成してください。

研究計画調書作成に当たって留意すること

科研費は、研究者の自由な発想に基づく全ての分野にわたる研究を格段に発展させることを目的とし、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究を支援します。

科研費では、応募者が自ら自由に課題設定を行うため、提案課題の学術的意義に加え、独自性や創造性が重要な評価ポイントになります。このため、「基盤研究」及び「若手研究」の研究計画調書様式では、学術の潮流や新たな展開などどのような「学術的背景」の下でどのような「学術的『問い』」を設定したか、当該課題の「学術的独自性や創造性」、「着想に至った経緯」、「国内外の研究動向と本研究の位置付け」はどのようなものか、などの記述を求めています。

審査においては、総合審査又は二段階書面審査における審査委員間の議論・意見交換等により研究課題の核心を掴み、学術的な意義や独自性、創造性など学術的重要性を評価するとともに、実行可能性並びに研究遂行能力も含めて総合的に判断します。

科研費に応募するに当たっては、上記に留意の上、公募要領や審査基準、様式の説明書き等を十分に確認し、審査委員に学術的重要性等が適切に伝わるように研究計画調書を作成してください。

挑戦的研究の審査方式の主な変更点

1. 評定要素「A 挑戦的研究としての妥当性」を独立〔予定〕(*)
2. 「萌芽」の審査方式を「総合審査」から「2段階書面審査」へ

1. 評定要素「A 挑戦的研究としての妥当性」を独立〔予定〕(*)

旧評定要素

(以下の点を勘案して総合的に審査)

- ・挑戦的研究としての妥当性
- ・研究目的及び研究計画の妥当性
- ・研究遂行能力の適切性



新評定要素(*)

(A、Bそれぞれを評価した上で、総合的に審査)

- A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素(※)
- B. 研究計画の内容に関する評定要素
 - (1) 研究目的及び研究計画の妥当性
 - (2) 研究遂行能力の適切性

(※) A. 挑戦的研究としての妥当性に関する評定要素(*)

- ・これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか。また、(萌芽)において探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画の場合には、「挑戦的研究」としての可能性を有するか。
- ・本研究課題の遂行によって、将来的により広い学術、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献の可能性が期待できるか。
 - (開拓)の場合
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦性の高い課題の設定であるか。
 - (萌芽)の場合
- ・着想に至る背景と経緯が明確で、それによって得られた研究構想は合理的か。また、挑戦的な課題の設定であるか。

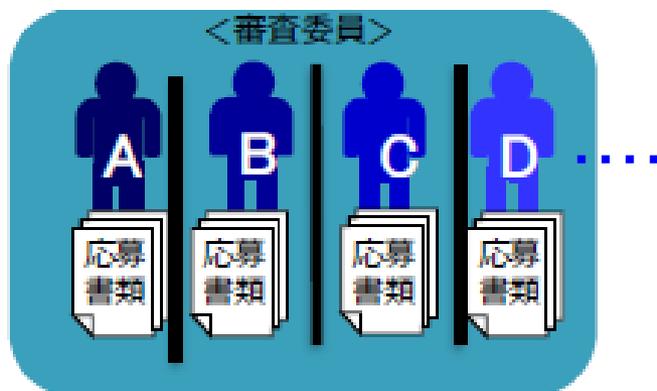
(*)は今後、日本学術振興会科学研究費委員会において審議する予定

2. 「萌芽」の審査方式を「総合審査」から「2段階書面審査」へ

- ・開拓と萌芽は同じ審査委員が担当
- ・開拓の合議審査で「挑戦性」の意見交換を実施し、萌芽の2段階目の書面審査に反映 [予定] (*)

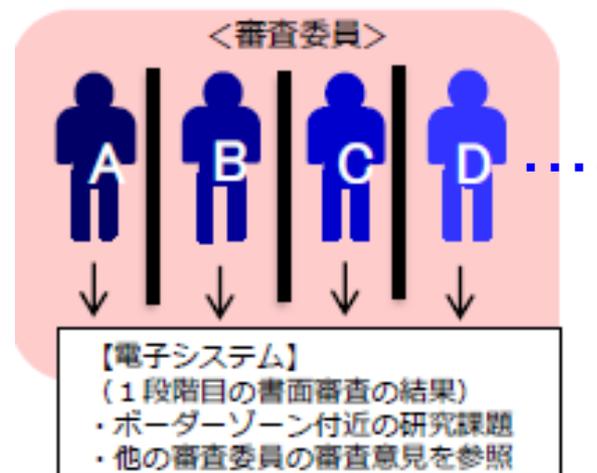
1段階目の書面審査（中区分ごと）

1 課題当たり、「中区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を（相対評価）を実施。



2段階目の書面審査（中区分ごと）

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で2段階目の評点を付し、採否を決定（審査委員は1段階目と同一）。



※挑戦的研究では、1段階目の書面審査の前に「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行います。（応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません。）

※挑戦的研究（開拓）の審査方式は「総合審査」から変更ありません。

(参考)「挑戦的研究」について 「挑戦的研究」の趣旨等

【「挑戦的研究」の基本的枠組み】

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」
(平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

(趣旨・対象)

- 「新しい原理や学理の発見・追求」、「学術の概念や体系の見直し」、「研究のブレークスルーをもたらすような、大きな発想の転換や斬新な方法論の導入」など、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画を支援。
- 種目の趣旨を踏まえた真に挑戦的な研究課題を支援する観点から、制度の趣旨に沿った質の高い研究課題を選び抜くため、科研費の全体目標である採択率30%の目標にとらわれず、採択件数を一定数に絞る。一方で挑戦的な研究計画の実行が担保されるよう、応募額を最大限尊重した配分を目指す。
- 「挑戦的研究」において期待される研究は当初立案した研究計画に従って遂行し得ない可能性が高いことを鑑み、その計画の柔軟な変更・実施を保証するため、学術研究助成基金による助成が適当。

(他種目との重複制限)

- 科研費の種目体系においては、「基盤研究」種目群と「挑戦的研究」とは、学術の体系や方向の変革・転換を通じた発展を実現していく上で相補的な関係となるべきであり、重複制限の考え方を一律に適用することは当を得ない。
- 「挑戦的萌芽研究」の新規応募は1万8,000件に上っており、重複制限を緩和した場合、審査負担が著しく増加する可能性がある。
- 平成29年度助成（平成28年9月公募）からの大幅な見直しは見送るが、これは新種目の導入時の措置であり、恒久的なものとするべきではない。実際の応募動向や科研費全体を通じた重複制限の在り方の検証を踏まえつつ、当該種目の特質や「基盤研究」種目群等との役割・機能分担を適切に反映したものに見直していくことが必要。

「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、科研費制度側で可能な対応を令和4年度公募（令和3年7月）から先行して^(※)実施します。

※当該方針を踏まえ「競争的資金の適正な執行に関する指針」については改正中。

（科研費の対応）

- 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- 研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動の状況を所属研究機関と適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、その対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

※研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について、記入要領の指示書き等に従って適切に記載してください。

「若手研究」の応募資格について

「若手研究」応募の可否

応募要件から年齢を撤廃

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	× (注1)	× (注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	× (注2)	× (注2)

(注1)

応募時に博士の学位を取得しておらず、令和4年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。

※ただし、博士の学位を取得できなかった場合には、採択されても交付申請を辞退。

(注2)

博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を除くと、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。

「若手研究」の研究期間の延伸

「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」
(令和3年1月21日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

現状

- 「若手研究」の目的・意義は、「経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること」、そして、「若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること」にあり、科研費の中でも**若手研究者に限定した一定期間の特別な支援**である。
- 若手研究者が継続的・安定的に研究を遂行できることは極めて重要であり、「基盤研究（A・B・C）」と同様、研究期間を延伸することを検討すべきではないか。



改善に向けた方向性

- これまで以上に継続的・安定的な研究実施を可能とするため、研究期間の上限を5年間に延伸する。なお、若手研究者が次のキャリアを形成していく上で、研究期間設定の自由度は高い方が望ましいと考えられるため、下限は引き続き2年間とする。

「若手研究」の研究期間を「2～4年間」から「2～5年間」に延伸

「若手研究」の応募資格等について

「若手研究」種目群への「基盤研究」種目群採択者の応募制限

現状

「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」
(令和3年1月21日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

- (再掲) 「若手研究」の目的・意義は、「**経験の少ない若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること**」、そして、「**若手研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試みの中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること**」にあり、科研費の中でも**若手研究者に限定した一定期間の特別な支援**である。



改善に向けた方向性

- 「若手研究」種目群の趣旨に照らし、「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群へのスムーズな移行を励行するため、一度「基盤研究」種目群を受給した者については、「若手研究」への応募を認めない方向で応募制限を見直す。
- 具体的には、研究費部会において、若手研究者が「できるだけ早い段階で、より円滑に、科研費の中核である「基盤研究」に移行していくこと」の重要性が示された平成21年度(平成22年度助成)以降に「基盤研究」種目群を受給したものが応募制限の対象。

平成22年度以降に「基盤研究」種目群を受給した者の「若手研究」への応募を認めないこととする。

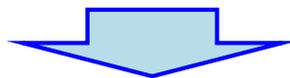
※ 電子申請システム上で応募が受け付けられても審査に付されませんので応募の際には十分注意してください。

若手研究における応募資格の経過措置

「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」
(令和3年1月21日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

経過措置導入の背景

- 「若手研究」の応募要件は、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応えるとともに、国際通用性にも留意し、より効果的な支援を行う観点から、平成30年度助成より、年齢から博士号取得後の年数に見直された。
- この応募要件見直しによる激変が生じないよう、39歳以下の博士号未取得者については、当面は応募を認める経過措置を設けることとされたところ。
- また、経過措置の期間については、新要件導入後3年程度とし、応募・採択の状況を踏まえて改めて検討（分野の特質を勘案する適否を含む）することとされた。



改善に向けた方向性

- 新要件導入後3年の応募・採択の状況等を踏まえると、経過措置の導入により激変が生じることなく制度の定着が進んでいると考えられることから、令和2年度をもって応募資格の経過措置は終了することが適当。

「若手研究」の応募要件を「博士号取得後8年未満の者」とし、39歳以下の博士号未取得者対象の経過措置は令和2(2020)年度公募をもって終了。

国際共同研究の改善・充実について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」
(令和3年1月21日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

① 「国際共同研究強化（A）」の改善

- 本種目の趣旨は、**科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究を格段に発展させ、優れた成果を上げる**ことを目的とし、その結果、**国際的に活躍できる、独立した研究者の養成**にも資することを旨としたもの
- 本種目における36歳以上の下限は、振興会の海外特別研究員制度の以前の応募資格を参考としたものであるが、本種目では「**基盤研究**」等の採択者であることを応募資格の要件としていることから、今後は、**より多くの採択者に応募機会を与えられるよう、下限の年齢制限は設けない**ことが適当。

② 「帰国発展研究」の改善

- 本制度は、**海外の研究機関等において独立した研究者を対象**としていることから、現在、応募資格において「**ポストドクターを除く**」としているが、**ポストドクターの中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得している者などもおり**、「独立した研究者」や「ポストドクター」について、全ての分野において合意を得られるような明確な基準等を設けることは困難。
- 海外で活躍する優秀な若手研究者の応募機会を更に拡大するためには、**本種目の趣旨に合致している者であれば、「ポストドクター」という身分であったとしても、本種目への応募を認める**ことが適当。
- 自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得していることは「独立した研究者」であることの一つの証左になり得る**と考えられることから、今後は、**本種目の研究計画調書において、研究代表者が現に獲得している研究費の状況等を記載させる**ことも必要。その際、国によって研究費の制度、応募資格等に違いがあることに留意し、審査において一律な判断をしないよう留意する必要がある。

③ 国際共同研究を推進するための改善

- KAKEN において国際共同研究に関する情報検索を容易に行えるようにし、国際共同研究の一層の推進に資するため、科研費により国際共同研究を行った場合の相手国や相手研究機関等の情報を記載する報告書の所定欄を工夫することが必要。

帰国発展研究の見直し

○本種目は、海外の研究機関等において優れた実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう支援するもの。
※応募時点において帰国後の所属先が確定していなくても応募することが可能。

従来、応募資格を「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）を有していること」としていた。



しかしながら、「ポストドクター」の中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得するなど独立した研究者として活動している者もいることから、

・「ポストドクター」という身分であっても、本種目の趣旨に合致する場合には応募可能です。
併せて、
・研究計画調書の記載内容の変更（海外の機関における自由に使用できる研究費の獲得実績等）
・「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評定基準等」において、帰国発展研究としての妥当性に係る要素を明確にするなど評定要素等の見直しを行っている。

【応募資格】
応募時点において、以下の3つ全てを満たしていること
① 日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者であること
② 現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
③ 科研費応募資格を有していない者であること

【公募内容の概要】
● 応募総額 5,000万円以下
● 研究期間 3年以内

※帰国後、日本国内の研究機関に所属して科研費の応募資格を取得し、交付申請の手続を行った後に経費を執行することができます。また、応募資格取得後から令和5年4月30日まで交付申請を行うことができます。

公募に関するその他の注意点等

1. 各種チェックリストの提出について

科研費による研究の実施にあたり、研究機関事務代表者はe-Radを利用し、以下2つのチェックリスト様式のダウンロードと提出を行ってください。

- ① 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（体制整備等自己評価チェックリスト）

提出締切：令和3（2021）年12月1日（水）

- ② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（研究不正行為チェックリスト）

提出締切：令和3（2021）年9月30日（木）

チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

2. 添付ファイル項目の上限ファイルサイズ見直しについて

- 令和3（2021）年度の公募から、以下の研究種目について添付ファイル項目をアップロードする際の上限ファイルサイズを変更したところです。

研究種目名		変更前	変更後
特別推進研究	研究計画調書	3MB	10MB
学術変革領域研究(A)	領域計画書	6MB	10MB
	研究計画調書	3MB	5MB
学術変革領域研究(B)	領域計画書	6MB	変更なし
	研究計画調書	3MB	5MB
基盤研究(S)	研究計画調書	3MB	5MB

- 令和4（2022）年度の公募より、上記以外の研究種目についても、添付ファイル項目をアップロードする際の上限ファイルサイズを5MBに変更します。

1. 令和4年度科研費公募における主な変更点等
- 2. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点
について**
3. 科研費審査システム改革等について
4. 研究者・研究機関の方へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、研究遂行が困難となった研究者や研究機関に向けた様々な対応を行っています。

以下は、令和2年度に実施した対応の例

- ☑ 従来の集合形式に代え、オンライン形式による審査会を実施
- ☑ 応募や繰越、実績報告書等の書類提出期限延長等の特例措置
- ☑ 臨時問い合わせフォームの開設
- ☑ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う問い合わせの回答
(FAQ)を公開し、随時更新
- ☑ 補助金種目の繰越申請書の様式を簡略化
- ☑ 基金種目の一度延長した補助事業期間の再延長を認める特例措置
- ☑ R3採択分若手研究における博士取得日の猶予

令和3年度以降も状況に応じて、利便性を考慮した柔軟な対応を続けます

(参考) 科研費の管理・使用にかかる留意点

科研費は、研究者の自由な発想に基づく研究（学術研究）を支援する研究費であり、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費については、研究代表者、研究分担者の説明責任の下、幅広く使用することができます。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で国内外での研究に支障が生じる中、**研究活動の継続のため、科研費制度としても種々の特例措置を講じています。**

一部の研究者からは、所属研究機関のルールにより使用が認められない経費があるとの問い合わせが寄せられていますので、**各研究機関におかれても、特例措置の趣旨を踏まえ、科研費の柔軟な管理・使用に引き続きご協力をお願いいたします。**

なお、科研費の管理・使用に当たっては以下のハンドブック等を適宜参照してください。

- ・科研費ハンドブック（研究機関用）：

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/data/r02/kakenhihb2020rrrr_zentai.pdf

- ・科研費 F A Q：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/05_faq/index.html

- ・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））使用ルール等：

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/data/r02/r2_kyoka_handbook.pdf

ペーパーレス化の推進

科研費のペーパーレス化を推進しています

- ・電子申請システム上で全ての書類を電子的に提出できるようになりました。
- ・科研費に係る全ての提出書類について押印を廃止。紙媒体での提出が不要になりました。
- ・日本学術振興会から発出する文書の公印押印を令和3年1月から廃止しました。
当面の間、科研費に係る文書には（公印省略）と記載します。

1. 各種書類の提出方法の変更について

令和3(2021)年4月から、科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）上で全ての書類を電子的に提出できるようになりました。

2. 電子申請システムによる交付決定以降の通知について

従来、科研費の交付決定以降の通知（交付決定通知、各種変更承認通知、額の確定通知等）については、各研究機関を通じて書面による通知を行っていましたが、令和3(2021)年3月中旬以降より、原則として書面による通知に代えて、所属研究機関担当者に宛て、電子申請システムにより通知します。

今回の通知方法の変更は、各研究機関宛に郵送で行っていた通知を電子申請システム上で確認するように変更するものであって、各研究代表者に直接電子申請システムで通知されるものではありません。各研究機関においては、必要に応じて通知文書（PDF ファイル等）を研究代表者に通知するようお願いいたします。

◆通知方法等

- ① 電子申請システムにより交付決定以降の通知を行った際には、各研究機関宛てに電子メールでお知らせする予定です。
電子メールは、府省共通研究開発システム(e-Rad)に登録されているメールアドレス宛に送信しますので、ご注意ください。
- ② 所属研究機関担当者が電子申請システムにログインすることで、メニュー中の通知文ダウンロードのリンクから、交付決定以降の通知文書（PDF ファイル等）を確認することができます。各研究機関においては、適宜通知文書（PDF ファイル等）を研究代表者等に通知してください。
- ③ 電子申請システム上の通知文書（PDF ファイル等）は、一定期間経過後に削除しますので、各研究機関において適切に保存してください。

経費の取扱いに関すること①

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日)等に基づくもの

1. バイアウト制度の導入について

- ・「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ)を踏まえ、科研費においても令和3(2021)年度から研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となっています。

(従前)
講義等の教育活動等やそれに付随する事務等のため研究に時間を割けない



(令和3(2021年4月~))
直接経費から代行に係る経費(バイアウト経費)を支出し、研究以外の業務を代行要員に代行してもらうことが可能に

研究に専念
できる

バイアウト制度の導入により直接経費から研究以外の業務(※)の代行に係る経費の支出が可能となり、研究に専念できる環境が整備される。

※対象業務に該当するかどうか判断し難い場合は、以下までお問い合わせください。
文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室
e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp 電話: 03-5253-4111(内線3828,4014)

1. バイアウト制度の導入について（つづき）

- 科研費では、**ほぼ全ての研究種目**（以下参照）が**バイアウト制度の対象**となります。

【バイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究、新学術領域研究（研究領域提案型）（『学術研究支援基盤形成』は除く）、基盤研究、挑戦的研究（挑戦的萌芽研究を含む）、若手研究（若手研究（A・B）を含む）、研究活動スタート支援、特別研究促進費、国際共同研究強化（B）、帰国発展研究（国内の研究機関に所属した後に限る）

【バイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化（A）（改称前の国際共同研究強化を含む）。ただし、国際共同研究強化（A）（改称前の国際共同研究強化を含む）は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができる。

- 令和2年度以前に採択された継続研究課題も対象。また、研究分担者がバイアウト経費を支出することも可能です。
- なお、バイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、**研究機関と研究代表者（又は研究分担者）の合意に基づいて実施**することとなります。バイアウト経費を支出する場合は、以下（※）に留意しつつ、**研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『バイアウト』と記載**してください。

※ バイアウト制度は、研究代表者（又は研究分担者）の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者（又は研究分担者）の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況（増加時間数など）等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求めることがありますので、各研究機関においては適切に運用してください。

経費の取扱いに関すること③

2. 科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

- 科研費被雇用者の若手研究者（※）のうち下記の条件を満たしている者は、各研究機関における必要な手続を経た上で、**雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能**です。
- この場合には、新たに科研費の研究代表者として応募することができるほか、研究分担者になることもできます。
 - (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
 - (2) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
 - (3) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること
(雇用元の科研費の研究課題に従事するエフォートの20%を上限とする)
- (※) 各年度4月1日時点において「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の者であって、研究活動を行うことを職務に含む者。なお、**科研費に応募する場合は、科研費の応募資格を満たすことが必要。**

(従前)
自発的な研究活動等の実施には、雇用されているプロジェクト以外の雇用財源を確保することが必要



(令和2(2020)年4月～)
所属研究機関の承認が得られれば、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつエフォートの一部(上限20%)を自発的な研究活動等に充当可能

若手研究者の
育成・確保

科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施が可能に

（背景）

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍者の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられるなど、**各研究機関におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善**が求められています。
- さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、**博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」**であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

（科研費制度における取扱い）

- 研究の遂行に必要な博士課程（後期）学生をRAとして雇用する場合、以下について考慮してください。
- 各研究機関の定める基準により、**業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと**
- 過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、**博士課程（後期）学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること**

博士課程（後期）学生等を研究業務に従事させる場合は、適切な対価を支払うようにしてください。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

R4
NEW!

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、**依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている。**
 - 【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
 - 【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
 - 【要因】①**不正防止のPDCAサイクルの形骸化**、②**組織全体への不正防止意識の不徹底**、③**内部牽制の脆弱性**
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務。**

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するために、以下の3項目を柱に**不正防止対策を強化**。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による
全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える
「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに参与させない支出方法の導入**等

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

「ガイドライン」の遵守に
努めてください。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

1. 令和4年度科研費公募における主な変更点等
2. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点
について
- 3. 科研費審査システム改革等について**
4. 研究者・研究機関の方へのお願い

科研費審査システム改革等について

- 以下の資料では、平成30年度公募から実施している「科研費審査システム改革2018」について要点を説明しております。審査システム改革後の審査は既に4回実施してきたところですが、研究者の皆様に改革の趣旨、内容を十分にご理解いただくことが重要です。このため、改革の内容をあらためてご確認くださいとともに、一部誤解もあったとされる研究計画調書：「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄等の取扱い及び審査におけるresearchmapの参照について説明しております。

「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム（平成29年度助成）

最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の「基盤研究（C）」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究（S）
基盤研究（A） （B） （C）
若手研究（A） （B）

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」
を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募）～

大区分（11）で公募・審査 中区分を複数集めた審査区分

基盤研究（S）

中区分（65）で公募・審査 小区分を複数集めた審査区分

基盤研究（A）

挑戦的研究

小区分（306）で公募・審査 これまで醸成されてきた多様な 学術に対応する審査区分

基盤研究（B）
（C）

若手研究

「総合審査」方式 – より多角的に –

個別の小区分にとられることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究（S）については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点（審査コメント）をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式 – より効率的に –

- ・同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。
- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注）人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目（「特別推進研究」、「新学術領域研究」）の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm）

審査区分について

「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年科学技術・学術審議会学術分科会)(抄)

※報告書全体は、https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/01/19/1367698_01.pdf を参照

3 審査システム改革の内容等

(1) 改革の内容

現行の「分科細目表」は、本来科研費の審査区分を示すものであり、学問分野の体系化を趣旨としたものではなく、また、大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているものでもない。この点を明瞭にするために、現行の「分科細目表」を廃止し、新たに「審査区分表」を作成することとした。

「審査区分表」は、応募者が審査を希望する関連分野を柔軟に選択できるよう、研究種目に応じた審査区分(「小区分・中区分・大区分」)を設定し、また、審査区分と一体的に運用している審査方式についても研究種目の特性に応じた新しい方式を採用することとした。以下、これら審査区分および審査方式の見直しや関連措置を含め、平成30年度助成以降の新審査システムへの移行に係る取組全体を「科研費審査システム改革2018」と呼び、その内容を示す。

なお、「審査区分表」は、学術研究の動向を把握して、5年程度での定期的な見直しを念頭に置きつつ、軽微な内容については柔軟に対応を進めていくこととする。

① 「基盤研究(B・C)」等の審査区分(小区分)及び審査方式について

・「基盤研究(B・C)」、「若手研究」のように現行の審査システムにおいて、1細目当たりの応募件数が多い研究種目については、学術研究の多様性に配慮し、これまでに醸成されてきた多様な学術研究に対応する審査区分として306の小区分を設定する。その際、小区分が固定化されたものではなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるよう、それぞれの小区分は、「〇〇関連」とし、応募者の選択の自由を確保する。

・小区分には、応募者が小区分の内容を理解する助けとなるよう、「内容の例」を付す。各小区分の「内容の例」は、概ね10個程度とするが、本来的には各小区分の内容は今回の「内容の例」として列記されたものに限定されるものではなく、そのことを示すため、「内容の例」として列記された事項の後に「など」を加える。

・小区分では「2段階書面審査」により採否を決定する。「2段階書面審査」においては、電子システムを利用して、書面審査を2段階にわたって行う。1段階目においては、審査委員全員が全ての応募研究課題を審査する。この1段階目の審査結果に基づき採否のボーダーライン付近となった研究課題のみを対象として、同一の審査委員が2段階目の審査を行い、改めて評点を付す。その際、当該小区分の全ての審査委員の1段階目の審査意見等を参考とする。

審査区分についてのポイント

「審査区分」の設定内容を全面的に見直し

- 従来の「分科・細目表」を廃止。全体的に「大括り化」した「審査区分表（大・中・小区分による構成）」を新設。
- 「審査区分」は、
 - 学問分野の体系化を趣旨としたもの、
 - 大学の学科・専攻や学会の分野などに基づいているもの、
 - のいずれでもない。
- 審査区分は固定化されたものでなく、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるように、小区分は「○○関連」、中区分は「○○および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記し、応募者の選択の自由を確保。
- 「キーワード」は、「内容の例」に変更。10個程度を限定列記。

研究種目により適用する「審査区分」が異なる

- 研究者は、「自らが応募する研究種目」に対応する「審査区分」を選択。
- 審査委員の選考は、各「審査区分」への対応ができることを考慮。
- 審査委員に対し、「審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げない」よう要請。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/01/19/1367698_01.pdf)

審査区分表の例

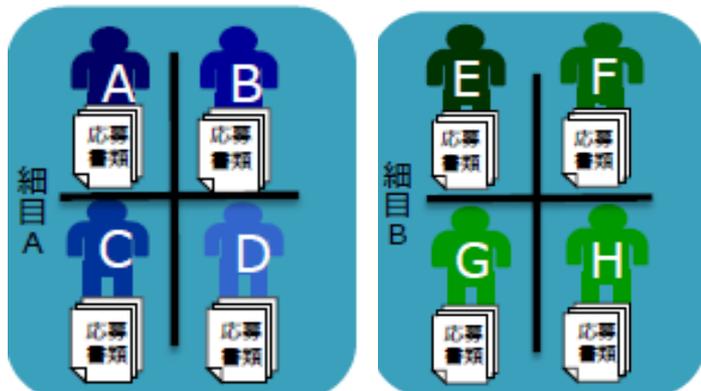
※審査区分表（小区分一覧）の例

小区分	内容の例	対応する中区分、大区分	
		中区分	大区分
64030	〔環境材料およびリサイクル技術関連〕	64	K
	循環再生材料、有価物回収、分離精製高純度化、環境配慮設計、リサイクル化学、グリーンプロダクション、ゼロエミッション、資源循環、再生可能エネルギー、バイオマス利活用、など		
64040	〔自然共生システム関連〕	64	K
	生物多様性、保全生物、生態系サービス、自然資本、生態系影響解析、生態系管理、生態系修復、生態工学、地域環境計画、気候変動影響、など		
64050	〔循環型社会システム関連〕	64	K
	物質循環システム、物質エネルギー収支解析、低炭素社会、未利用エネルギー、地域創生、水システム、産業共生、ライフサイクル評価、統合的環境管理、3R社会システム、など		
64060	〔環境政策および環境配慮型社会関連〕	64	K
	環境理念、環境法、環境経済、環境情報、環境教育、環境社会活動、環境マネジメント、合意形成、安全安心、社会公共システム、持続可能発展、など		
90010	〔デザイン学関連〕	1, 23, 61	A, C, J
	情報デザイン、環境デザイン、工業デザイン、空間デザイン、デザイン史、デザイン論、デザイン規格、デザイン支援、デザイン評価、デザイン教育、など		
90020	〔図書館情報学および人文社会情報学関連〕	2, 62	A, J
	図書館学、情報サービス、情報組織化、情報検索、情報メディア、計量情報学、情報資源、情報倫理、人文情報学、社会情報学、デジタルアーカイブス、など		

【旧方式】「2段審査」方式(分科細目表)

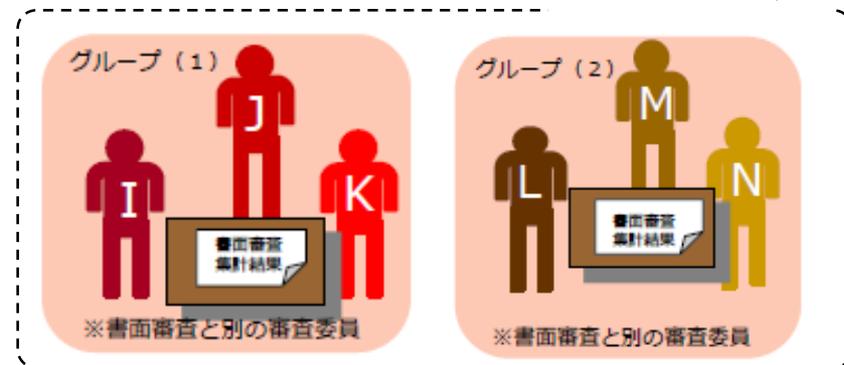
書面審査(細目ごと)

1 課題当たり、4名又は6名の審査委員が書面審査を電子システム上で個別に実施。



合議審査(〇〇小委員会)

3～5名程度の審査委員が書面審査結果に基づき、分科ごと(人社系は細目ごと)のグループで合議審査を実施し採否を決定。<〇〇小委員会>



書面審査を行う審査委員と合議審査を行う審査委員とが別々に設けられていた。



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式ではなかった。

また、合議審査において、書面審査の評点に基づく合議となるため、実質的な議論にはなりにくかった。

① 総合審査 (中区分、大区分)

書面審査 (中区分、大区分ごと)

1課題当たり、より幅広い分野にわたって配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査(相対評価)を実施。



合議審査 (中区分、大区分ごと)

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



平成30年度公募からの「総合審査」方式は、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式へと変更。

また、合議審査において、書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論することを求めている。

書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論ができる「総合審査方式」は理想的な審査方式である。

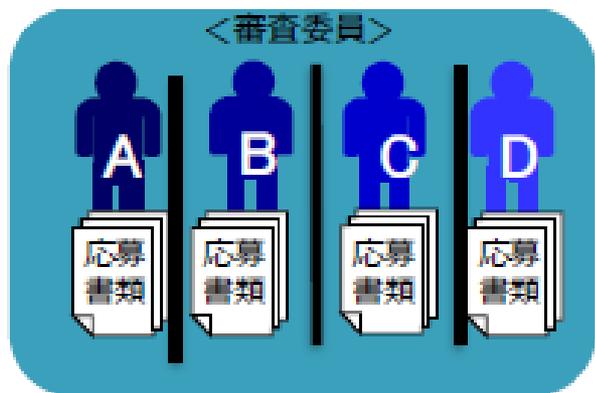
一方、全ての研究種目において「総合審査方式」を導入することは、審査委員負担の増大、スケジュールの長期化、審査運営上のコスト増大など、様々な問題点から困難。

そこで、「総合審査方式」同様、他の審査委員の意見を参照できる「2段階書面審査方式」も導入。

②2段階書面審査方式 (小区分)

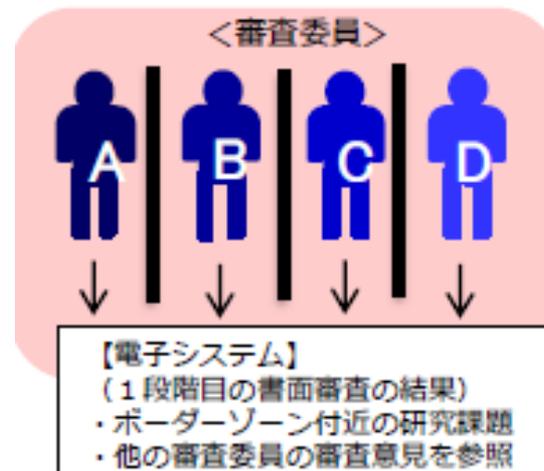
1段階目の書面審査 (小区分ごと)

1課題当たり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。



2段階目の書面審査 (小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で 2段階目の評点を付し、採否を決定 (審査委員は1段階目と同一)。



「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式へと変更。

総合審査：「基盤研究（S・A）」

審査方法

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。
なお、「基盤研究（S）」では専門分野が近い研究者が作成する審査意見書を書面審査及び合議審査で活用するとともにヒアリング審査を行う。

審査委員数

6～8名

評点分布等

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

【書面審査】

4段階の相対評価：S（10%）、A（10%）、B（10%）、C（70%）

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

- ✓ 書面審査の点数に**こだわらず**検討
- ✓ 専門分野の審査委員の判断に任せず、**全審査委員が対等**な立場で議論
- ✓ 専門知に頼らず、**研究計画調書に基づき**議論

審査結果の開示

- ・ 採択となった課題について「審査結果の所見」を開示、審査結果の所見の概要を一般に公開
- ・ 不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示

2段階書面審査：「基盤研究（B・C）」 「若手研究」

審査方法

審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を行う。

審査委員数

基盤研究（B）：6名

基盤研究（C）、若手研究：4名

評点分布

【1段階目の書面審査】

✓ 研究計画調書の長所と短所をコメント

4段階の相対評価：4（10%）、3（20%）、2（40%）、1（30%）

（各評定要素は4段階の絶対評価）

【2段階目の書面審査】（採否のボーダーゾーンの課題を対象）

✓ 1段階目において他の委員が書いたコメントを参照

4段階の相対評価：A（採択予定件数の1/3）、B（同左）、C（同左）、D（残り）

※2段階目の対象について、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮

審査結果の開示

不採択となった課題についておおよその順位、各評定要素の素点（平均点）、
「定型所見」を開示

2段階書面審査の流れ（イメージ）

【11月上旬～12月中旬】

【1月中旬～1月下旬】

1段階目の
書面審査

(利害関係対象課題
の確認を含む)

ボーダーゾーンより
総合評点の平均点が
高い課題

ボーダーゾーン

(採択予定件数の
上位80%～120%)

ボーダーゾーンより
総合評点の平均点が
低い課題

2段階目の
書面審査

審査委員のうち1名でも
評点1を付した課題

2段階目
審査対象課題

審査委員1名のみ評点1
を付しているが、当該評
点を除いて平均点を算出
するとボーダーゾーン以
上に該当する課題

2段階目の書
面審査結果上
位の課題（半
数程度）

採択研究課題

交付内定

【2月末】

新たな審査方式に関する検証結果

- 振興会では、新たな審査方式の検証の一環として、令和元年度に、旧審査方式（2段階審査方式）と新しい審査方式（総合審査、2段階書面審査）の両方を経験したことのある審査委員を対象としたアンケート調査を実施した。
- アンケート調査の結果、総合審査については、「旧審査方式に比べ、合議審査が充実し審査が深まったと思いますか」との質問に対して、「思う」又は「やや思う」と回答した者の割合が90%以上であった。
- また、2段階書面審査についても、「旧審査方式に比べ応募課題への理解を深めた上で審査ができたと思いますか」との質問に対して、「思う」又は「やや思う」と回答した者の割合が85%であるなど、審査委員経験者は、新しい審査方式についておおむね好意的であることが明らかとなった。

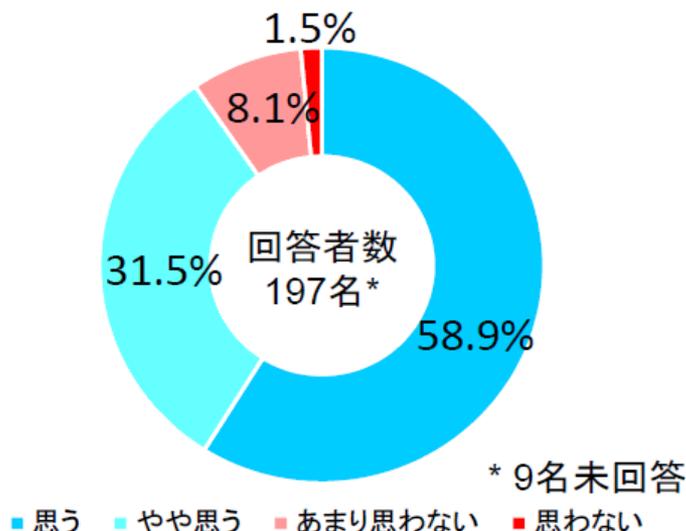
(第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について
(令和3年1月21日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会))

【対象】

旧審査方式で「第二段合議審査」を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者(回答者数206名)

【質問】

①旧審査方式(二段審査方式)に比べ、合議審査が充実し審査が深まったと思いますか？

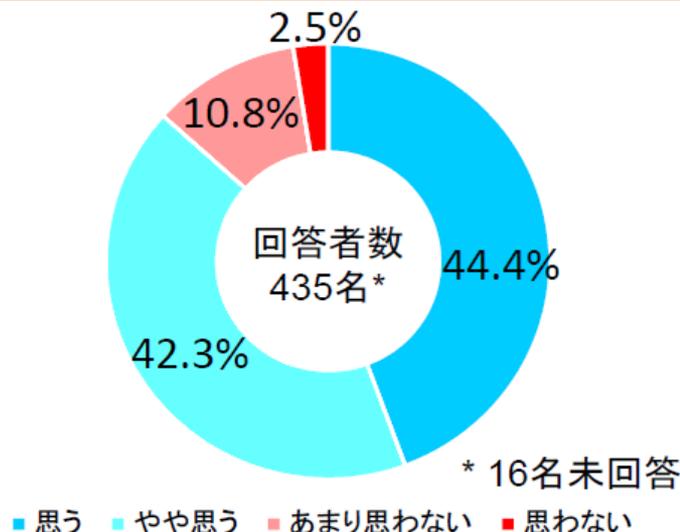


【対象】

旧審査方式で「第二段合議審査」を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数451名)

【質問】

①旧審査方式(二段審査方式)に比べ、応募課題への理解を深めた上で審査ができたと思いますか？



【科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要】

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

研究計画調書の変更(研究業績欄)について②

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているか確認するためのものであることを明確化するため、審議会等による議論を経て、平成31(2019)年度公募より、基盤研究等における研究計画調書の「研究代表者および研究分担者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更

2 応募者の研究遂行能力及び研究環境

「基盤研究(A)の研究計画調書「2 応募者の研究遂行能力及び研究環境」より抜粋」

応募者(研究代表者、研究分担者)の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境(研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む)について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

○本留意事項の内容を十分に

研究計画調書に留意事項を表示し、研究業績を書くことができることを明確にし、論文を引用する場合の記載方法の例を記載。

※留意事項：

1. 研究業績(論文、著書、産業財産権、招待講演等)は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。
例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年(西暦)、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

競争的資金における使用ルール等の統一について（抜粋）

（平成27年3月31日 令和3年3月5日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

8 電子申請等の促進

（3）国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するresearchmap と府省共通研究開発管理システム等の連携を促進するため、研究代表者及び研究分担者の研究業績の提出を求める事業においては、各資金制度の応募要領等にresearchmap への登録及び入力を推奨する文章を掲載し、研究者等に利用を促すとともに、研究業績として、（中略）researchmap の登録情報の活用を促すこと。なお、researchmap の更なる活用の方途について、今後も検討を進める。



令和4（2022）年度 科学研究費助成事業 科研費 公募要領（抜粋）

5 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmapは日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Radや多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、**科研費の審査において、researchmap及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとします**ので、researchmapへの研究者情報の登録をお願いします。なお、審査においてresearchmapの掲載情報を参照するに当たっては、researchmapに登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmapへ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

<researchmapの具体的な取扱い>

- 科研費の審査において、研究遂行能力を有しているかについては研究計画調書で判断します。
- 審査の際に審査委員が必要に応じて参照することができますが、従前よりも審査の際に審査委員がresearchmapを参照しやすくなることから、必要な情報を積極的に登録・更新してください。
- researchmapは参考情報として参照するため、researchmapの更新・登録自体が直接的に採否に影響することはありません。
- なお、researchmapの情報は必ずしも審査に必要な情報のみではないため、審査に必要な情報までは活用しないよう審査委員に周知しています。

採択された研究課題に関する情報について

○科研費では、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究者氏名・所属機関・交付予定額等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN:<https://kaken.nii.ac.jp>)等により公開します。

※KAKENの画面イメージ図

KAKEN 研究課題をさがす

科学研究費助成事業データベース

科学研究費助成事業データベースは、文部科学省および日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業により行われた研究の当初採択時のデータ（採択課題）、研究成果の概要（研究実施状況報告書、研究実績報告書、研究成果報告書概要）、研究成果報告書及び自己評価報告書を収録したデータベースです。科学研究費助成事業は全ての学問領域にわたって幅広く交付されていますので、本データベースにより、我が国における全分野の最新の研究情報について検索することができます。

フリーワード 検索

■ 全文検索

▼ 詳細検索

令和元年度の交付決定データ（一部）の取録（2019年08月05日）
令和元年度の交付決定データ（一部）の取録（2019年08月05日）

科研費に応募される研究者は、上記を踏まえた上で応募してください。

1. 令和4年度科研費公募における主な変更点等
2. 科研費の使用等に関する主な改善点・変更点
について
3. 科研費審査システム改革等について
4. **研究者・研究機関の方へのお願い**

審査委員候補者データの確認・更新について

「審査委員候補者データベース」に登録されているデータの確認・更新は、適切な審査委員を選考するために大変重要です。

令和3年4月より「審査委員候補者データベース」を「科研費科研費電子申請システム」へ統合しました。「科研費電子申請システム」にログインして、**情報の確認・更新をお願いします**。確認・更新は**通年で可能**です。特に、「**①審査可能区分**」及び「**②内容の例**」は、審査委員を選考する上で大変重要な情報ですので、**必ず確認・更新するよう、所属の研究者への周知と協力**をお願いいたします。

「科研費電子申請システム」での画面遷移順

「**研究者ログイン**」→「**交付内定時の手続きを行う**」→「**審査委員候補者情報の登録・修正を行う**」
詳細はこちら <https://www-shinseijsp.go.jp/kaken/docs/kofumannual-shinsaiin.pdf>

【審査可能区分】

※一覧形式からは、審査可能区分をダウンロードし、大区分、中区分、小区分の階層付けを確認してください。
※ご自身の「個人情報」・「審査可能区分」内容の別を審査可能と見られる場合がございます。小区分を変更した場合、内容の例は全てクリアされますのでご注意ください。

小区分1	区分名	01010:哲学および倫理学関連
	内容の例1	
	内容の例2	
	その他のキーワード1	あいうえおきけこしすせそたちねにぬの (500文字以内)
	その他のキーワード2	(500文字以内)
	その他のキーワード3	(500文字以内)
	その他のキーワード4	(500文字以内)

小区分2	区分名	01020:中国哲学、印度哲学及び仏教関連
	内容の例1	
	内容の例2	
	その他のキーワード1	あいうえおきけこしすせそたちねにぬの (500文字以内)
	その他のキーワード2	(500文字以内)
	その他のキーワード3	(500文字以内)
	その他のキーワード4	(500文字以内)

【確認・更新をお願いする事項】

1. 基本情報(所属機関、職名等)

2. 「審査可能区分」及び「内容の例」

- ・小区分:最大3つ(2つは必須)
※小区分については「内容の例」も必ず登録してください。
- ・中区分:最大4つ(1つは必須)
- ・大区分:最大3つ(1つは必須)

3. 主な発表論文、受賞歴

4. 競争的研究費の獲得状況

研究者の多様なキャリアを応援するサイト「CHEERS!」オープン

R4
NEW!

学術の振興のためには、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、日本学術振興会では、令和2(2020)年3月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、**全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」(チアーズ)** (<https://cheers.jsps.go.jp/>) をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。



Twitter Q&A

新着情報・お知らせ

2021.5.11	サイトオープンしました。
2021.5.11	「データで見る研究分野の男女共同参画」を掲載しました。
2021.5.11	「海外からのレポート」を掲載しました。
2021.5.11	「JSPSの支援制度」を掲載しました。
2021.5.11	「研究者の声」を掲載しました。

データで見る 研究分野の男女共同参画

日本で研究をしている人は何人くらい？ そのうち女性はどれくらい？

海外からのレポート

研究と育児の両立で日本だけの問題？ 海外で活躍する研究者はどんな工夫をしている？

JSPSの支援制度

研究と育児等の両立を支援するJSPSの事業をご紹介します。

研究者の声

研究者の皆さんの体験談やメッセージをご紹介します。



JSPS男女共同参画推進ウェブサイト「CHEERS！」について

1. コンセプト

『研究者のワークライフバランスを応援！研究者のためのコミュニティサイト』

(<https://cheers.jsps.go.jp/>)

- 学術分野の男女共同参画を推進するための取組のひとつとして、情報発信の強化のために作成。
- 研究と育児の両立等に活用できるJSPSの支援制度に関する情報や、研究者及び大学のグッドプラクティス等を発信するとともに、今後、研究者相互のネットワーキングに資する機能などを盛り込むことを検討中。

2. コンテンツイメージ



研究とライフイベントの両立を支援する

目的

理解促進・啓発

支援へのアクセシビリティ向上

研究者相互のコミュニケーションの活性化

内容

データで見る
研究分野の男女共同参画

JSPS海外センターからの
現地レポート

JSPSの支援制度の概要

研究者の声
(経験談など)

大学等の支援制度の紹介*

シンポジウム等の情報*

研究者交流会等の情報*

オンライン交流機能*

JSPS男女共同参画推進
アドバイザーからの情報発信*

*は今後掲載予定または検討中の内容となります

各研究機関の事務担当者の方をお願いしたいこと

科研費制度では、以下のような取組により、研究費の使い勝手を向上させることで、研究者が研究により専念でき、優れた研究成果が創出されることを目指しています。

■ 制度のルールを理解した柔軟な研究費の使用

⇒基金種目や調整金制度のルールに沿った柔軟な研究費使用を可能にすることで、研究成果の最大化や研究費の無駄な使いきりや不正使用の防止にもつながります。

■ 合算使用による共用設備の購入

⇒複数の研究費資金や科研費同士を合算して共用設備を購入することで、当初の計画よりも高機能な設備を導入することが可能になるなど、より効果的な研究費の使用が可能になります。

平成29年3月24日付け、文科省高等教育局、研究振興局事務連絡として、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出していますので、ご参照ください。

■ 科研費により購入した設備の学内外の研究者への共用

⇒保有している設備について、他の必要としている研究者の使用が可能とすることで設備の有効活用が期待できます。



研究者に、より優れた研究成果を上げていただくためには、制度についてのご理解を深めていただくとともに、研究機関の経理管理の体制整備など、事務担当者の方のご協力が不可欠ですので、ご協力をよろしくお願いします。

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成25年11月 総務省）（※）においては、大学等において、**基金化の導入の趣旨に則った運用が行われていない事例が報告されています。**

<参考> (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

科研費審査の依頼について(所属機関事務局)

(令和4年度基盤研究(B・C)、若手研究の審査依頼の例)

①令和3年11月初旬 審査資料送付(2段階書面審査分)

審査に当たって、審査関係資料は審査委員の所属機関事務局を經由して送付いたしますので、速やかに該当審査委員に直接手渡しの上、期日までに日本学術振興会までご連絡ください。

②令和3年12月中旬 1段階目の書面審査(2段階書面審査分)×切

審査資料は2段階目の書面審査にて使用されますので、1段階目の書面審査が終了した時点では、処分しないでください。

③令和4年1月下旬 2段階目の書面審査×切(2段階書面審査分)

2段階書面審査の審査関係資料については、所属機関事務局において期限を定め、審査委員から回収し、必ず裁断等により再生不可能な状態にして処分してください。処分が完了したら、期日までに日本学術振興会にご連絡ください。

- ※ 基盤研究(A)(総合審査分)は、上記より1ヶ月程度早いスケジュールを予定しております。
- ※ 基盤研究(A)の②書面審査の×切は11月中旬です。審査資料は審査委員ご本人が日本学術振興会に直接返送する予定であるため、誤って所属機関事務局で処分しないようご注意ください。

<留意事項>

- ・令和4年度の審査委員の所属・職・氏名は、令和6年度の審査終了後に、本会ホームページ上において、「令和4年度審査委員名簿」として公表する予定ですので、その旨ご留意の上、審査資料の配布に当たっても守秘の徹底にご協力ください。
- ・日本学術振興会の各担当の連絡先及び返信期日等の詳細は、今後発出される依頼文書をご確認ください。

実務担当者向け説明会について

例年お知らせしている内容

従来より実施している各研究機関等における科研費説明会に加えて、実務担当者向け説明会についても各研究機関等からの要望に応じてJSPSより講師を派遣します。研究者向けの説明会にも対応します。

いずれの説明会についても、近隣の研究機関等も含めた複数機関での開催も可能です。

《趣旨》

- 初めて科研費の実務を担当される方々に基本的な仕組みや現状を理解していただくこと
- 実務担当者の方々に、科研費についてより深く理解していただき円滑に業務を行っていただくこと

《内容》

1. 科研費制度の概要
2. 科研費への応募・審査
3. 科研費の管理と適正な執行
4. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止 etc . . .

開催例) 複数機関におけるFD・SD研修や初任者研修、
複数機関における科研費説明会

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

独立行政法人日本学術振興会において、科研費関連業務について研究者等の意見・要望を取り入れた改善を進めるため、科研費ホームページ上に「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」を設置しています。窓口いただいた意見を踏まえ、今後も制度改善につなげていく予定です。

【入力フォームイメージ】

意見区分	内容
1	科研費制度について
2	公募について(公募要領、研究計画調書の様式等)
3	審査・評価について
4	科研費の使用、各種手続きについて
5	その他

科研費に関するご意見・ご要望受付窓口

日本学術振興会科研費ホームページ：
<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
 (日本学術振興会科研費ホームページに設置した受付窓口のバナーから、専用フォームにリンク)

意見提出窓口は日本学術振興会HPのトップページに設置しています。

(参考) 科研費を含む競争的資金全般に関する意見・要望については、内閣府において受付窓口を開設しています。
 内閣府URL：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0098.html>

問合せ先(公募の内容に関すること)

説明資料等に関するご質問については、まずは以下に掲載しているFAQをご確認ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_210709_2/index.html

FAQで解決しない場合は、次ページの問い合わせ先までご連絡ください。

多く寄せられたご質問等については、FAQを追加掲載する予定です。

日本学術振興会が公募を行うもの

・公募要領全般

研究助成企画課

電話 03-3263-4796

・特別推進研究、基盤研究（S）

研究助成第二課

電話 03-3263-4254（特別推進研究担当）

電話 03-3263-4388,4632（基盤研究（S）担当）

・基盤研究（A・B・C）、若手研究

研究助成第一課

電話 03-3263-4724,1003,0996,4758

・挑戦的研究（開拓・萌芽）

研究助成第一課

電話 03-3263-0977

・奨励研究

研究助成第一課

電話 03-3263-0976,0980,1041

・国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

研究助成企画課

電話 03-3263-4927

文部科学省が公募を行うもの

・新学術領域研究（研究領域提案型）

・学術変革領域研究

研究振興局 学術研究助成課

科学研究費第一・二係

電話 03-6734-4094

公募に関する問い合わせは、
研究機関を通じて行ってください。